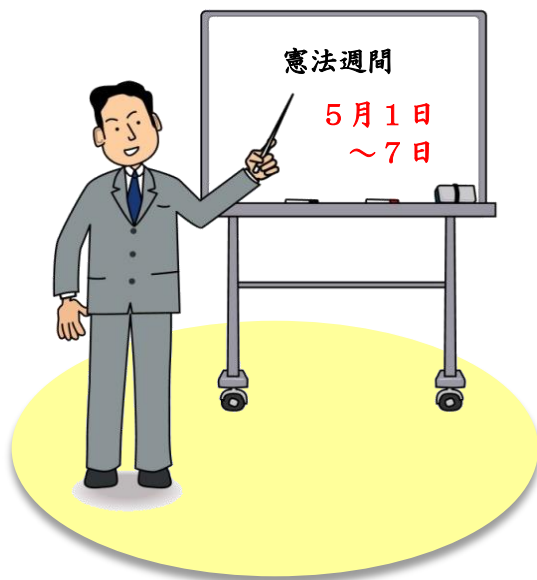
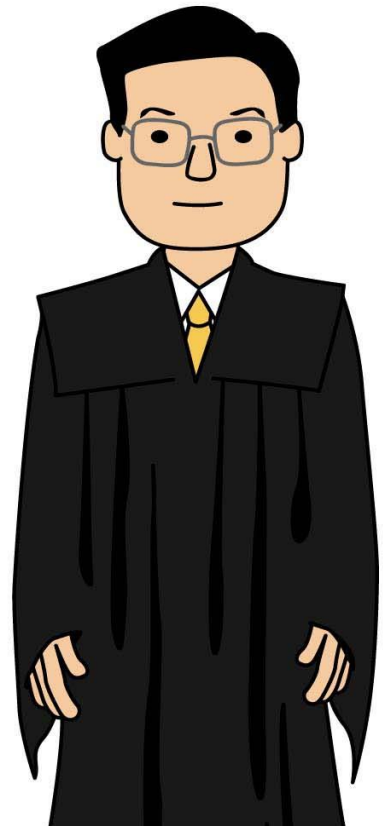


憲法週間を迎えて

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした**5月1日から7日までを憲法週間**と定めています。これは、**憲法**の精神や**司法**の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの**憲法週間行事を行っています**ので、ぜひご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解



各種行事については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の各地の裁判所のページをご覧ください。各裁判所の総務課にお問い合わせください。